

研修テキスト

(産業廃棄物収集運搬業変更届)

神奈川県行政書士会

1、廃止届・変更届

処理業の許可を受けた者で、事業の全部又は一部を廃止したとき、又は住所その他施行規則で定める事項を変更したときは、当該変更または廃止の日から10日以内（登記事項証明を要する変更については30日以内）にその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

主な変更期限は下記のとおりである。

① 法人の名称の変更、所在地、代表者、役員の変更 30日以内

② 個人の氏名又は住所の変更、法人の株主等の変更、登録車両の変更 10日以内

なお、変更内容が変更許可申請の対象になるか否かの判断が困難な場合もあるので、そのような場合には事前に変更事項を明らかにする資料を持参の上、各都道府県知事等に相談することが大切である。

2、欠格要件該当届

処理業の許可を受けている者が、欠格要件（このうち、①法第7条第5項第4号ト（不正又は不誠実な行為をするおそれのある者）、②法第14条第5項第2号ロ（暴力団員等）、③法第14条第5項2号へ（暴力団員等がその事業活動を支配する者）を除く。）に該当するに至ったときは、該当した日から2週間以内にその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

届出書の様式は、法で規定されていないので、届出の必要が生じた場合は、許可を受けた都道府県等に問い合わせ、その指示に従わなければならない。

なお、この規定は処理施設の設置者についても適用される。

産業廃棄物処理業に係る変更の届出等

条文	項	号	記載内容等
法第 14 条の 2 (変更の許可等)	3		法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第 3 項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第 4 項中「前条第 5 項第 4 号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト)」とあるのは「法第 14 条第 5 項第 2 号イ(前条第 5 項第 4 号トに係るものを除く。)又は法第 14 条第 5 項第 2 号ハからホまで(前条第 5 項第 4 号ト又は法第 14 条第 5 項第 2 号ロ)」と、「市町村長とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
法第 7 条の 2 (変更の許可等)	3		一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
	4		一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第 5 項第 4 号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
規則第 10 条の 10 (産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)	1		法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
		1	氏名又は住所
		2	法第 14 条第 1 項又は第 6 項の許可(産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可)を受けた者に係る次に掲げる者
		イ	法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する法定代理人
		ロ	法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員
		ハ	発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
		ニ	令第 6 条の 10 に規定する使用人
		3	事務所及び事業場の所在地(住所を除く)

		4	事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模	
		5	産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項)	
			イ	所在地
			ロ	面積
			ハ	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
			ニ	積替えのための保管上限
			ホ	規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの
		6	産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項	
			イ	所在地
			ロ	面積
			ハ	保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
			ニ	処分等のための保管上限
			ホ	規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの
7	産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第 14 条第 1 項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第 3 項において「積替え許可」という。）の有無			
規則第 10 条の 10	2		法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から 10 日（法人で次項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30 日）以内に、様式第 11 号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。	
		3	規則第 10 条の 10 第 2 項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。	
	1		規則第 10 条の 10 第 1 項第 1 号に係る変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記事項証明書	
		2	規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、	

			同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあっては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)
		3	規則第10条の10第1項第3号に掲げる事項及び住所の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
		4	産業廃棄物収集運搬業者に係る規則第10条の10第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する規則第9条の2第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面
規則第9条の2 (産業廃棄物 収集運搬業の 許可の申請)	2	2	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
		3	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
		5	産業廃棄物処分業者に係る規則第10条の10第1項第4号又は第6号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する規則第10条の4第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面
規則第10条の 4(産業廃棄物 処分業の許可 の申請)	2	2	事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
		3	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
		6	第1項第7号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第10条の2に規定する許可証の写し

第10条の10の2			産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の2又は第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることが出来る。
規則第10条の10の3(欠格要件に係る届出)	1		法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出は、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号ト又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
		1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
		2	法第14条第1項又は第6項の許可(産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可)の年月日及び許可番号
		3	法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号ト又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)及び該当するに至ったもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至った具体的事由
	4		当該欠格要件に該当するに至った年月日

欠格要件一覧（概要）

条文	項	号	項目
法第 14 条 (産業廃棄物処理業)	5	2	申請者が次のいずれにも該当しないこと
			イ 法第 7 条第 5 項第 4 号イからチまでのいずれかに該当する者
法第 7 条 (一般廃棄物処理業)	5	4	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
規則第 2 条の 2 の 2(心身の故障によりその業務を適切に行うことができないもの)	1		法第 7 条第 5 項第 4 号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
			ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
			ハ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
			ニ (1) 次に掲げる法令等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ② 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) ③ その他の生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの (令第 4 条の 6) <ul style="list-style-type: none"> ア 大気汚染防止法 イ 騒音規制法 ウ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 エ 水質汚濁防止法 オ 悪臭防止法 カ 振動規制法 キ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ク ダイオキシン類等対策特別措置法 ケ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ④ ①～③の法令に基づく処分 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3

			<p>年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反した者</p> <p>(3) 次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>① 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 204 号 (傷害)</p> <p>② 第 206 号 (現場幫助)</p> <p>③ 第 208 条 (暴行)</p> <p>④ 第 208 条の 2 (凶器準備集合及び結集)</p> <p>⑤ 第 222 条 (脅迫)</p> <p>⑥ 第 247 条 (背任)</p> <p>⑦ 暴行行為等処罰ニ関する法律 (大正 15 年法律第 60 号)</p>
		ホ	<p>次に掲げる許可を取り消され、その取り消しの日から 5 年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合は、役員等を含む)</p> <p>① 一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 7 条の 4)</p> <p>② (特別管理)産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 14 条の 3 の 2)</p> <p>③ 浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可</p>
		へ	<p>次に掲げる聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止の届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの</p> <p>① 一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 7 条の 4)</p> <p>② (特別管理)産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 14 条の 3 の 2)</p> <p>③ 浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可</p>
		ト	<p>法第 7 条第 5 項第 4 号へに規定する期間内に次に掲げる業の全部の廃止の届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号へに規定する通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員もしくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの</p> <p>① 一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 7 条の 4)</p>

			② (特別管理)産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可 (法第 14 条の 3 の 2) ③ 浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可	
		チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
法第 14 条	5	2	ロ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員で亡くなった日から 5 年を経過しない者 (以下この号において「暴力団員等」という。)
			ハ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
			ニ	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者であるもの
			ホ	個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者であるもの
			ヘ	暴力団員等がその事業活動を支配するもの

1 法人における役員

ア 公益法人・協同組合の理事、監事等

イ 株式会社の法人に対し業務を執行する社員、相談役、顧問等

ウ いかなる名称を有する者であるかを問わず、アからイと同等以上の支配力を有する者と認められる者

(例) 100 分の 5 以上の株式を保有する株主、100 分の 5 以上の出資をしている出資者

2 法人における政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

ア 本店又は支店の代表者

イ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬、処分・再生の業に係る契約を締結する権原を有する者を置くもの

3 個人事業者における政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

ア 主たる事務所又は従たる事務所の代表者

イ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集・運搬、処分・再生の業に係る契約を締結する権原を有する者を置くもの

4 暴力団員

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

5 暴力団員等

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

6 「執行を受けることがなくなった日」から5年を経過しないもの

刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者等をいう。

なお、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者がこれを取り消されず猶予の期間を経過したときは、刑の言い渡しの効力そのものが失われることから経過した翌日から申請ができることとなる。

7 5年を経過

刑の執行が完了した日又は刑の執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して5年間を経過したことをいい、5年を経過して欠格条項に該当しなくなる日というのは、「5年を経過した日の翌日」となる。

8 禁錮以上の刑

死刑、懲役、禁錮をいう。

9 執行を終わり

現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいう。

10 刑の執行を受けることがなくなった

刑の執行の免除を受けた場合のことであり、刑の時効が完成した場合及び恩赦の一種として刑の免除を受けた場合をいう。